

事案（3）事務処理上のミスについて

対象機関	総務部総務課オンブズパーソン事務局
苦情の趣旨	オンブズパーソン事務局から郵送された2通の封書に、それぞれ「苦情について調査しない旨の通知書」が同封されていたが、片方には職印が押印してなかった。 また、宛て先の郵便番号が、1通が私の住所の郵便番号ではなく上越市役所の郵便番号となっていた。 責任感と緊張感を持って職務を遂行していただきたい （苦情の趣旨及び理由は整理しました。）
調査しない理由	本苦情申立てを受け、事務局長が職印を押印した「苦情について調査しない旨の通知書」を持参し、訪問して謝罪したいとの申し出をしたが、その必要はないとのことで電話にて丁重に謝罪したとの報告を受けています。 事務局の単純な不手際であり、当職としてもお詫びを申し上げます。本件も事務処理上のミスであることが明白であることから、これ以上の調査は必要ないと判断し、上越市オンブズパーソン条例第12条第1項第4号の規定により調査をしないこととしました。 なお、事務処理上のミスをなくすために、チェックリストを兼ねた「事案ごとの処理票」を作成し、複数人で緊張感をもって確認するよう改めて指示したことを申し添えます。